二　被害者保護増進等計画の作成及び変更に関すること。
三　自賠法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助の効率的かつ効果的な実施及び評価に関すること。
13・14　（略）
（自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
第八十九条　自動車情報課に、自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。
2　自動車登録管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　自動車の登録に係る電子情報処理組織の管理及び運用に関すること。
二　自動車の保有に伴い必要とされる行政手続におけるワンストップサービスの利用の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。
3　自動車登録管理企画室に、室長を置く。
4・5　（略）
（環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定調整官）
第九十二条　車両基準・国際課に、環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定調整官一人を置く。
2～5　（略）
6　自動車基準協定調整官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
（危険物輸送対策室及び検査監督・登録測度室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）
第百三条　検査測度課に、危険物輸送対策室及び検査監督・登録測度室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。
2　危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課並びに検査監督・登録測度室及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　（略）
4　検査監督・登録測度室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に関すること（安全政策課並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　前号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。
三　船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
5　検査監督・登録測度室に、室長を置く。
6～9　（略）
（災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）
第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官十六人（うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。
2～14　（略）

12・13　（略）
（自動車登録管理室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
第八十九条　自動車情報課に、自動車登録管理室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。
2　自動車登録管理室は、自動車の登録に係る電子情報処理組織の管理及び運用に関する事務をつかさどる。
（新設）
（新設）
3　自動車登録管理室に、室長を置く。
4・5　（略）
（環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定対策官）
第九十二条　車両基準・国際課に、環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定対策官一人を置く。
2～5　（略）
6　自動車基準協定対策官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
（危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）
第百三条　検査測度課に、危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。
2　危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　（略）
4　登録測度室は、船舶のトン数の測度及び登録に関する事務をつかさどる。
（新設）
（新設）
5　登録測度室に、室長を置く。
6～9　（略）
（災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）
第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。
2～14　（略）